

[共通事項（主要行／全国地方銀行協会／第二地方銀行協会／
生命保険協会／日本損害保険協会／日本証券業協会）]

1. 中央清算されないデリバティブ取引にかかる証拠金規制への対応

- 非清算店頭デリバティブに係る証拠金規制について、本年3月より、店頭デリバティブ取引を行うすべての金融機関に対して、変動証拠金の授受が求められる予定。各金融機関においては、規制の円滑な実施のために万全を尽くしていただきたい。
- しかしながら、各国における証拠金規制の実施時期にずれが生じることが予想されることから、証拠金規制が未導入の国に所在する金融機関とのクロスボーダー取引においては、新規制に基づく契約書の締結及び証拠金の授受が困難な場合があると聞いている。このようなケースでは、各金融機関が、規制の趣旨を十分に踏まえたカウンターパーティリスク削減のための適切な措置を講じた上で、規制内容を満たすための継続的な努力を行っているとは認められる場合には、当局の視点でも当分の間は、証拠金規制で求める態勢整備を適切に行っているものと考えられる。ただし、残余リスクに留意し、エクスポージャーを管理するなど、適切に対応していただきたい。
- 金融庁としても、クロスボーダー取引が円滑に実施できるよう、規制未導入国に対して対応を促す所存であり、今後とも官民協同で働きかけを行っていただきたい。

(以上)